

薬生食輸発0913第2号
令和3年9月13日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(グアテマラ産バナナのピリプロキシフェン、ロシア産さけ・ますのマラカイトグリーン、ペルー産バナナのフィプロニル並びにオーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年9月10日付け薬生食輸発0910第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、グアテマラ産バナナのピリプロキシフェン及びロシア産さけ・ますのマラカイトグリーンについてモニタリング通知の別表第2から削除し、ペルー産バナナのフィプロニルについてモニタリング通知の別表第3から削除することとした。

また、オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリンについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。